

総合事業者保険（賠償責任に関する補償）の補償内容についてのご案内

（2020年1月1日補償開始契約用）

のご案内では、総合事業者保険（賠償責任に関する補償）の主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

1. 各補償特約における保険金をお支払いする損害の種類

賠償責任に関する補償では、次の損害に対して保険金をお支払いします。なお、各補償特約で支払対象となる損害は、下図で「○」を付した損害となります。

保険金をお支払いする損害の種類 特約名称	損害賠償金	損害防止費用	求償権保全費用	緊急措置費用	争訟費用	協力費用	緊急対応費用	被害者見舞・臨時費用	訴訟対応費用	原因調査費用	汚染浄化費用	被害者治療等費用	リコール費用	喪失利益	収益減少防止費用	修理費用	危機管理実行費用
業務遂行・施設危険補償特約 ^(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
生産物・完成作業危険補償特約 ^(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
損壊を伴わない財物の使用不能危険補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						
人格権の侵害・宣伝による権利侵害危険補償特約	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
リコール費用追加補償特約													○				
借家人賠償責任補償特約	○	○	○	○	○	○										○	
個人情報漏洩危険補償特約	○	○	○		○	○			○								○
食中毒・特定感染症利益補償特約														○	○		

（注1）作業対象物損壊補償特約または無償預かり品・建設受託物補償特約がセットされている場合、それらの特約でお支払いする損害の種類は業務遂行・施設危険補償特約に準じます。

（注2）生産物・仕事の目的物の損壊補償特約または国外流出生産物危険補償特約がセットされている場合、それらの特約でお支払いする損害の種類は生産物・完成作業危険補償特約に準じます。

2. 保険金をお支払いする損害の概要

損害の種類	保険金をお支払いする損害の概要
1 損害賠償金	被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金です。裁判所により支払いを命じられた訴訟費用と判決日までの遅延損害金を含み、被保険者が損害賠償金の支払いにより権利を取得するものがある場合には、その価額を控除したものを損害賠償金としてお支払いします。
2 損害防止費用	他人に身体障害・財物損壊・財物の使用不能などが発生した場合に、これらによる損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益な費用です。
3 求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用です。
4 緊急措置費用	他人に身体障害・財物損壊・財物の使用不能などが発生した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被保険者が支出した次の費用です。 ◇応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急に必要な措置を行うための費用 ◇あらかじめ弊社の承認を得た費用
5 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停または和解等について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した費用です。
6 協力費用	弊社が行う損害賠償請求の解決に協力するために弊社の求めに応じて、被保険者が支出した費用です。

	損害の種類	保険金をお支払いする損害の概要
7	緊急対応費用 (1事故 300万円 限度)	他人に身体障害・財物損壊・財物の使用不能などが発生した場合に、被保険者が弊社の同意を得て支出した次の費用です。 ◇被害者やその法定相続人などが事故や使用不能の発生地、被害者の収容地などに行くために必要な交通費、宿泊費、渡航手続費用 ◇被保険者が事故の発生地、被害者の収容地、被害者やその法定相続人などの居住地に行くために必要な交通費、宿泊費、渡航手続費用 ◇通信に要した費用 ◇被保険者が被害者やその法定相続人などと交渉等を行うために一時的に事務所等を賃借する費用 ◇被害者の捜索または捜索に伴う救助・移送のために要した費用
8	被害者見舞・臨時費用 ^(注) (被害者1名 10万円 限度、1事故 300万円限度)	他人に身体障害・財物損壊・財物の使用不能が発生した場合に、被保険者が弊社の同意を得て支出した見舞金、見舞品購入費用、または被害者に対して支払われる社会通念上その額および使途が妥当な費用、および他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額をいいます。
9	訴訟対応費用 (1事故 300万円 限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために被保険者が弊社の同意を得て、次の目的のために支出した社会通念上妥当な費用です。 ◇相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成 ◇意見書・鑑定書の作成 ◇外部の実験機関に委託して行う事故再現実験、事故原因の調査 ◇増設コピー機のリース ◇被保険者の従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費の支払い、臨時の雇用
10	原因調査費用 (1事故 30万円限 度)	仕事の遂行・施設や仕事の結果によって他人に身体障害・財物損壊が発生した場合、または仕事の遂行・施設や仕事の結果によって原因となる事故が発生し、これによる他人の身体障害・財物損壊の発生が切迫している場合に、これらの事故原因を直接調査・確認するため、被保険者が弊社の同意を得て支出した必要かつ有益な費用です。
11	汚染浄化費用 (1事故・保険期間 中500万円限度)	不測かつ突発的な事由により環境汚染が発生した場合において、他人の身体障害または財物損壊が発生した場合または発生が切迫している場合に必要または有益であった汚染物質の処理費用です。
12	被害者治療等費用 (被害者1名 50万円 限度、1事故 300万円限度)	仕事の遂行または施設内・作業場内で他人に身体障害が発生した場合に、被保険者が弊社の同意を得て支出した次の費用です。ただし、その身体障害の発生日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。 ◇被害者の治療、検査、緊急移送、看護師を雇い入れるための費用およびこれらに伴う交通費 ◇葬儀費用、香典などの葬祭費用
13	リコール費用	生産物の回収等を行うために、弊社が必要かつ有益であったと認めた次の費用です。ただし、回収等の開始日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。 ◇新聞、雑誌、テレビなどへの社告費用 ◇電話、郵便などによる通信費用、文書作成費用 ◇回収する生産物や代替品の輸送費用 ◇回収した生産物を一時的に保管するために、臨時に賃借する倉庫等の借上費用 ◇回収した生産物の廃棄費用 ◇生産物の回収等を実施するための交通費、宿泊費、超過勤務手当、臨時雇用費用
14	喪失利益	事故の発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、補償経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいい、収益減少額に利益率を乗じて得られた額をいいます。ただし、補償期間中に支出を免れた補償経常費があるときは、その額を差し引いた額とします。
15	収益減少防止費用	標準営業収益(事故発生直前12か月のうち、補償期間に相当する期間の売上高)に相当する売上高の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。
16	修理費用 (1事故・保険期間 中300万円限度)	偶然な事故により借戸室に損壊が生じた場合に、記名被保険者が貸主との契約に基づいて自己の費用で現実に修理したときに要した、その借戸室を損害発生前の状態に復旧するために必要な費用です。
17	危機管理実行費用 (保険期間中この特 約の保険金額の 10%限度)	個人情報漏洩の発覚による悪影響を管理および最小化するために、被保険者が弊社の書面による同意を得て、次の目的のために直接的に支出した費用です。ただし、個人情報漏洩が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用に限ります。 ◇弁護士から助言を受けること ◇個人情報漏洩の原因の調査 ◇被保険者の従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費の支払い、臨時の雇用 ◇電話回線の増設、無料通話電話の使用、コールセンター会社への通信業務の委託 ◇お詫び状の作成・送付 ◇見舞金や見舞品による被害者への謝罪、また謝罪のためのこれらの送付(見舞金・見舞品費用は被害者1名について500円が限度となります。) ◇新聞への謝罪広告の掲載 ◇記者会見の開催

(注) 被害者見舞・臨時費用については、次の①および②のとおりとします。ただし、①と②を合算して1事故につき300万円を限度とします。
①財物の損壊については、被害者1名につき10万円限度とします。ただし、複数の被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円限度とします。
②上記①以外の対象事故については、被害者1名につき10万円限度とします。

※支払限度額の記載がない損害については、ご契約時に設定いただく各補償特約の保険金額を限度に、保険金をお支払いします。ただし、「賠償責任に関する補償」全体でお支払いする保険金は、業務遂行・施設危険補償特約と生産物・完成作業危険補償特約の保険金額のうち、いずれか高い額を限度とします。(食中毒・特定感染症利益補償特約、個人情報漏洩危険補償特約は除きます。)